

第 5 9 回

前橋市都市計画審議会議案

目 次

- 1 前橋勢多都市計画特定用途制限地域の変更について 1
(1号案件)

- 1号案件** : 都市計画法第19条第1項の規定により、前橋市が定める都市計
(付議案件) 画に関する議案 (前橋市決定)
- 2号案件** : 都市計画法第18条第1項の規定により、群馬県が前橋市に意見
(諮問案件) を聴き、定める都市計画に関する議案 (群馬県決定)
- 3号案件** : 都市計画法以外の法令により、都市計画審議会の議を経ること等
(付議案件) を求められている性質の議案 (建築基準法第51条ただし書きに
(諮問案件) よる敷地位置指定等)
- 4号案件** : 法令に定めはないが、本市の都市計画を行う上で、市長が都市計
(諮問案件) 画審議会の意見を聴くことが必要と判断して提出する議案
- 5号案件** : 都市計画法第21条の5第2項の規定により、計画提案の素案に
(諮問案件) ついて都市計画審議会に意見を聴く必要がある議案

※付議案件 : 都市計画法及び他の法令によりその権限に属された事項 (議決を要するもの) の調査審議を行うもの

※諮問案件 : 他の法令によりその権限に属された事項 (審議を要するもの) 及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議を行うもの



諮問第1号

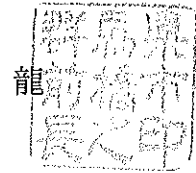
前橋市都市計画審議会 様

前橋勢多都市計画特定用途制限地域の変更について

前橋勢多都市計画特定用途制限地域の変更について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

令和2年3月13日

前橋市長 山本



第1号議案

前橋勢多都市計画特定用途制限地域の変更について（付議）

諮問第1号により前橋市長から諮問がありましたので、次のとおり審議会の議決を求めます。

令和2年4月28日

前橋市都市計画審議会会長

前橋勢多都市計画特定用途制限地域の変更(前橋市決定)

都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

種 類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
特定用途制限地域 (田園居住地区)	約 11,494ha	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもの(別記1は除く)で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m²を超えるもの 2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの 6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 7 倉庫業を営む倉庫 8 建築基準法別表第二(る)項に掲げるもの(別記2を除く) 	
特定用途制限地域 (沿道地区)	約 238ha	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもの(別記1は除く)で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの 2 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 3 建築基準法別表第二(る)項に掲げるもの(別記2を除く) 	
特定用途制限地域 (地域拠点地区)	約 303ha	<ol style="list-style-type: none"> 1 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 2 建築基準法別表第二(る)項に掲げるもの(別記2を除く) 	

<p>特定用途制限地域 (産業共生地区)</p>	<p>約 158ha</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの 4 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの 	
<p>合計</p>	<p>約 12,193ha</p>		

※保安林の区域を除く

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

※ 別記1

次のア及びイに掲げるものとする。

- ア 研究所
- イ 研修所

※ 別記2

次のア及びイに掲げるものとする。

- ア 油脂の採取、硬化又は加熱加工施設
- イ 堆肥製造施設

理 由

富士見都市計画区域の拡大及び前橋勢多都市計画区域への統合に併せて、これまで特定用途制限地域の指定がされていなかった富士見地区において、他地区と一体的に自然環境や田園環境及び良好な住環境を阻害するおそれのある建築物の規制・誘導を行い、良好な環境の形成又は保持を図るため、特定用途制限地域の決定を行うもの。

前橋勢多都市計画特定用途制限地域の変更（新旧対照表）（前橋市決定）

都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

種 類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
特定用途制限地域 （田園居住地区）	(約 7,665ha) 約 11,494ha	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもの(別記1は除く)で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m²を超えるもの 2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの 6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 7 倉庫業を営む倉庫 8 建築基準法別表第二(る)項に掲げるもの(別記2を除く) 	
特定用途制限地域 （沿道地区）	(約 89ha) 約 238ha	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもの(別記1は除く)で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの 2 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 3 建築基準法別表第二(る)項に掲げるもの(別記2を除く) 	
特定用途制限地域 （地域拠点地区）	(約 291ha) 約 303ha	<ol style="list-style-type: none"> 1 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 2 建築基準法別表第二(る)項に掲げるもの(別記2を除く) 	

特定用途制限地域 (産業共生地区)	約 158ha	1 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m ² を超えるもの 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの 4 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの	
合 計	(約 8,203ha) 約 12,193ha		

※保安林の区域を除く

() 内の数値は変更前を示す

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

※ 別記 1

次のア及びイに掲げるものとする。

- ア 研究所
- イ 研修所

※ 別記 2

次のア及びイに掲げるものとする。

- ア 油脂の採取、硬化又は加熱加工施設
- イ 堆肥製造施設